

平成18年度環境物品等の調達実績の概要

環 境 省

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、平成18年度環境物品等の調達実績の概要を取りまとめ、公表するとともに、環境大臣に通知する。

1 平成18年度の経緯

平成18年度については、平成18年4月3日に環境物品等の調達の推進を図るための方針（調達方針）を策定し、これに基づいて環境物品等の調達を推進した。

2 特定調達品目の調達状況

調達方針においては、調達総量に対する基準を満足する物品等の調達量の割合により目標設定を行う品目については、すべて100%を調達目標としていたところであり、殆どの品目について調達方針に定めた目標を達成することができた。

各特定調達品目の調達量等については、物品等の調達については別表-1、別表-2、公共工事については別表-3、別表-4のとおり。

(1) 物品等

制服については、基本方針の調達基準（10%以上）よりも高い再生ポリエステル及び未利用綿（利用価値の低い裁断屑などを集めて製品化したもの）等の使用量の目標値を製品全体重量比で50%以上としたところ、すべて目標に沿った調達をすることができた。

作業服についても、調達方針において制服同様の基準による製品を選択することとしていたところ、すべて目標に沿った調達をすることができた。

レンタカーについては、現地の調達ができなかったため、判断の基準を満足しないものが一部あった。

(2) 設備

太陽光発電システムについては予定以上（支笏洞爺国立公園洞爺湖ビジターセンターほか7カ所計61.5kw）を達成することができた。

(3) 公共工事

コンクリート用スラグ骨材、路盤材など11品目で、判断の基準を満足する適用品を100%調達した。

公共工事については、使用される資機材が多様多様なことから目標値を設定していないが、目標のたて方については、今後実績の把握を進める中で検討することとしている。

(4) 役務

環境調査研修所の食堂において、生ゴミ処理機を利用し、処理後の生成物を敷地内の肥料に使用するなど、生ゴミの再生利用に有効な措置が採られた。

自動車整備についてはリサイクル部品が調達できず、判断基準を満足できないものが一部あった。

(5) 紙、木質製品

森林認証等を要する紙・木質製品については、古紙配合率100%、間伐材及び端材等の再生資源である木材等を使用した製品を調達したため、該当する品目はなかったが、印刷において森林の合法性及び持続可能性の証明を確認できるものの調達が1件あった。

3 特定調達物品等以外の環境物品等の調達状況

腕章、帽子及びラベルライター用テープカートリッジについては、調達目標どおりの調達を実施できた。再生トナーカートリッジについては、調達目標（目標値30%以上）を上回る50%を超える調達を実施できた。

4 その他の物品、役務の調達に当たっての環境配慮の実績

物品等を納入する事業者、役務の提供事業者、公共工事の請負事業者等に対して、事業者自身がグリーン購入を推進するよう働きかけるとともに、物品の納入等に際しては、できるだけ簡易な包装とすること及び低公害車の利用に努めることを働きかけた。

また、調査等の請負業務等の報告書について、納入する報告書は基本方針に定める判断の基準を満たすものとするよう仕様書上に明記した。

5 平成18年度調達実績に関する評価

平成18年度の調達においては、ほぼ調達方針に定めた目標を達成することができた。平成19年度以降の調達においても、グリーン購入法の趣旨を各調達主体に引き続き徹底するとともに、従来以上に判断の基準より高い水準を満足する物品等の調達に努めていくこととする。